

目次

食品規格・基準／清涼飲料水

以下は平成26年現在の情報です。

食品規格・基準／清涼飲料水

炭酸飲料

バングラデシュ純正食品規則（1967年）では、炭酸水およびソーダ水などの非アルコール飲料の基準が規定されている。これらは義務的であり、政府機関により施行されている。

●非アルコール飲料

Sl. No.	食品	規格
57.	炭酸水	<p>砂糖、サッカリン、またはスーカリルのいずれか一つのみで甘味をつけた、ソーダ水以外の飲用水を指す。炭酸水には、二酸化炭素、酸素、またはその双方が高压で注入されていなければならない、ナトリウム、カリウム、リチウム、マグネシウム、またはカルシウム塩の単独または組み合わせの使用の有無にはかかわらず、クエン酸および認可香料・着色料使用の有無にはかかわらず、またぶどう果汁が原料として用いられた場合を除き酒石酸を含有してはならず、0.1%以上のリン酸を含有してはならず、他の鉱酸を含有してはならない。炭酸水は、有害な金属および他の有毒の金属、および他の添加物を含有してはならない。炭酸水が飲用に適さない水で製造された場合、またはそのような水で製造された氷が炭酸水に加えられている場合、当該炭酸水は純度規格に満たないとみなされる。炭酸水は、以下の飲用水の規格を満たしていなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• pHが7～8.3</li> <li>• 全硬度が25 ppm以下</li> <li>• 塩化物（塩化ナトリウムとして）が6 ppm以下</li> <li>• 遊離アンモニア性窒素が0.005 ppm以下</li> <li>• アルブミノイドアンモニア性窒素が0.005 ppm以下</li> <li>• 吸収された酸素（Tidyの製法）が0.1 ppm以下</li> <li>• 硝酸塩（窒素として）が0.005 ppm以下</li> <li>• 硫酸塩が4 ppm以下</li> <li>• 鉄が0.03 ppm以下</li> <li>• 亜硝酸塩、銅、亜鉛、鉛、硫化水素を含まない</li> <li>• 37℃の寒天上の全コロニー数が10以下</li> <li>• 100 cc中の推定大腸菌数が2以下</li> <li>• 100 cc中の大腸菌（便タイプ）は0</li> </ul>
58.	ソーダ水	<p>ソーダ水とは、二酸化炭素、酸素、またはその双方が高压で注入された飲用水を指し、これはナトリウム、カリウム、リチウム、マグネシウム、またはカルシウム塩の単独または組み合わせの使用の有無にはかかわらず、鉛または他の有害な金属を含有してはならず、また他の添加物を含有してはならない。ソーダ水が飲用に適さない水で製造された場合、またはそのような水で製造された氷がソーダ水に加えられている場合、当該ソーダ水は純度基準に満たないとみなされる。水の純度基準は、57. と同一である。</p>